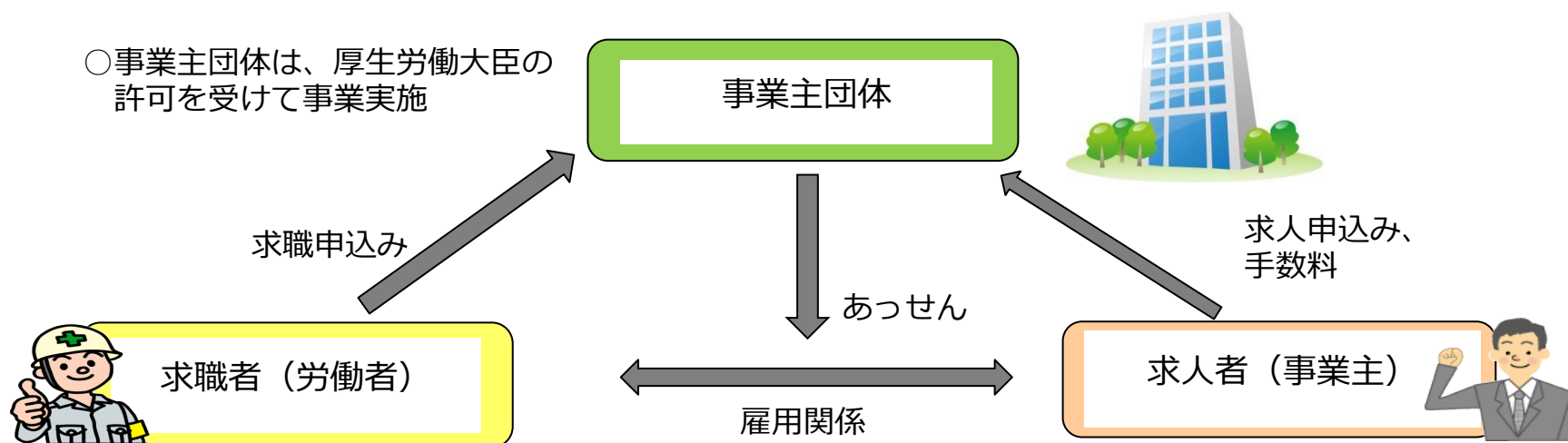


建設業務有料職業紹介事業

- 実施計画の認定を受けた事業主団体が、次の求人者又は求職者を対象とし、建設業務に就く職業の雇用関係（期間の定めのない労働契約に限る）の成立を有料であつせん。※



※求人者または求職者が事業主団体の構成員であることが必要

- ① **求職者が団体の構成員の場合**（求職者は一人親方や構成事業主に常時雇用されている者）
- ② **求人者が団体の構成員の場合**

【許可基準の概要】※事業主団体の許可基準

- ① 認定された実施計画に従って建設業務有料職業紹介事業を実施すること。
- ② 事業を健全に遂行するに足りる以下の財産的基礎を有すること。
 - ・基準資産額（資産総額－負債）が、500万円×本事業を行う事業所数以上
 - ・事業資金として自己名義の現金・預金が150万円＋（60万円×（本事業を行う業所数－1））以上
- ③ 個人情報適正に管理し、求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- ④ 上記のほか、一定の要件を満たした職業紹介責任者が配置されているなど、本事業を適正に遂行する能力を有すること。